

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に  
規定する「工場、倉庫その他知事が認めるもの」について

平成 29 年 4 月 1 日

秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例(平成29年秋田県条例第23号。以下「条例」という。)第2条に規定する「工場、倉庫その他知事が認めるもの」は次のとおりとする。

- 1 公衆電話所
- 2 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
- 3 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
- 4 工場(自動車修理工場を除く)
- 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- 6 畜舎
- 7 堆肥舎または水産物の増殖場若しくは養殖場
- 8 自転車駐車場
- 9 自動車車庫
- 10 自動車修理工場
- 11 倉庫業を営む倉庫
- 12 倉庫業を営まない倉庫
- 13 卸売市場
- 14 火葬場、と畜場、汚物処理上又はごみ焼却場その他の処理施設